

選告示第5号

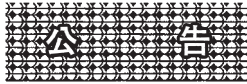
次の者から、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、指定を取り消した旨の届出がありました。

平成24年1月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

Table with 6 columns: 届出者氏名, 公職の種類, 資金管理団体の名称, 主たる事務所の所在地, 代表者氏名, 届出年月日. Rows include names like 赤城静江, 安島ふみ子, etc.

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年12月26日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ジェーフォレスト
3 代表者の氏名
吉澤和光
4 主たる事務所の所在地
南佐久郡川上村大字樋澤1417番地
5 定款に記載された目的
この法人は、自然豊かな当該非営利活動法人の住所地を拠点に、スポーツ振興、地域振興、国際交流の促進、及びかかる活動に必要な人材の育成を図ることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマNEW松本店
松本市高宮東221-1 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
東京センチュリーリース株式会社
東京都港区浜松町2-4-1
アルプスシャツ株式会社
松本市埋橋1-8-7

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者氏名 (変更前)

Table with 3 columns: 名称又は氏名, 代表者氏名, 住所. Rows include センチュリー・リーシング・システム株式会社 and アルプスシャツ株式会社.

(変更後)

Table with 3 columns: 名称又は氏名, 代表者氏名, 住所. Rows include 東京センチュリーリース株式会社 and アルプスシャツ株式会社.

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者  
氏名

(変更前)

| 名称又は氏名      | 代表者氏名 | 住所                    |
|-------------|-------|-----------------------|
| 株式会社コジマ     | 小島 章利 | 栃木県宇都宮市星が丘2-1-8       |
| 株式会社バンダレコード | 木下 健介 | 埼玉県所沢市北秋津778-2 三巧ビル2階 |

(変更後)

| 名称又は氏名      | 代表者氏名  | 住所                       |
|-------------|--------|--------------------------|
| 株式会社コジマ     | 寺崎 悦男  | 栃木県宇都宮市星が丘2-1-8          |
| 株式会社バンダレコード | 小日向 義廣 | 埼玉県所沢市北秋津720-1 カデール細淵202 |

4 変更した年月日

東京センチュリーリース株式会社への名称変更及び代表者変更

平成21年4月1日

株式会社コジマの代表者変更 平成22年2月16日

株式会社バンダレコードの代表者変更及び住所変更

平成23年8月23日

5 届出年月日

平成23年12月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年1月10日から平成24年5月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

平成23年12月28日、長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

辰野都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所、辰野町役場

4 縦覧期間

自 平成24年1月10日

至 平成24年1月24日

都市計画課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

箕輪都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所、箕輪町役場

4 縦覧期間

自 平成24年1月10日

至 平成24年1月24日

都市計画課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日ま

でに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
伊那都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所、南箕輪村役場
- 4 縦覧期間  
自 平成24年1月10日  
至 平成24年1月24日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
駒ヶ根都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根市役所、宮田村役場
- 4 縦覧期間  
自 平成24年1月10日  
至 平成24年1月24日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域  
飯島都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所、飯島町役場、中川村役場
- 4 縦覧期間  
自 平成24年1月10日  
至 平成24年1月24日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
中野都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所、中野市役所
- 4 縦覧期間  
自 平成24年1月10日  
至 平成24年1月24日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
山ノ内都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所、山ノ内町役場
- 4 縦覧期間

自 平成24年1月10日

至 平成24年1月24日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

野沢温泉都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所、野沢温泉村役場

4 縦覧期間

自 平成24年1月10日

至 平成24年1月24日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月10日

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県立高等学校の高木枝落とし、せん定及び木廃材の処分等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から70日間

(4) 履行場所

仕様書に記載の各県立高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
  - (6) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (7) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局高校教育課総務係  
電話 026 (235) 7428
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
日時 平成24年1月20日（金） 午前10時30分  
場所 長野県庁 8階教育委員会室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年1月18日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、必要事項の確認のため照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この事業は、長野県緊急雇用創出基金を活用して実施する事業です。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年1月10日

長野県下伊那地方事務所長 久保田 篤

- 1 許可番号 平成22年11月17日  
長野県下伊那地方事務所指令22下伊地建第19-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
飯田市北方3369-1、3369-70、3369-78
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
飯田市北方2210-1  
社会福祉法人一陽会 理事長 熊谷 嘉隆

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年1月10日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

- 1 許可番号 平成23年11月25日  
長野県指令23建指第11-13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市豊科高家399
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市波田10134-1 ボム・コリーヌⅠ A202  
高樋 俊

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年1月10日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

- 1 許可番号 平成23年8月17日  
長野県長野地方事務所指令23長地建第1-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字塩川字腰巻2-1、2-1先、2-3、2-4、3-

3、3-3先、3-6、3-8、4-2、5、6-1の内、字柳原720-2、746-1の内、大字小山字助四郎2455-2の内、2455-2先、2455-16、2455-17

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字村山348-1

株式会社北條組 代表取締役 北條 高巳

建築指導課